

令和5年度神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ

【新入生対象一部前倒し給付】

- ・ 神奈川県では、私立高校生等の保護者の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
 - ・ 令和5年度新入生のうち、希望される方は4月～6月分（年額の4分の1）を前倒しで受給することができます。7月～翌年3月分（年額の4分の3）も受給を希望される場合は、後日（7月以降）別途申請が必要です（計2回の申請することになります。）
 - ・ 7月以降受付を開始する通常申請では、1年分を一括給付します。受給要件をご確認いただいた上で、通常申請の要件を満たす場合は、通常申請のみ申請をしていただくことで、1回の申請で支給額を満額受給することができます。
 - ・ 当制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。
- ※ 保護者…保護者とは、原則親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県又は学校にお問い合わせください。

1 給付を受けることができる方 令和5年4月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

生徒の保護者で、次の(1)～(3)すべての要件に該当する世帯の方

- (1) 令和5年4月1日現在、保護者が神奈川県内に居住していること
 - ・ **保護者等が1人でも海外在住の場合は支給対象外となります。**国内単身赴任の場合は、住民票があり、生活の拠点となる都道府県で申請してください。2つの都道府県で申請することはできません。
- (2) 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。
 - ・ 生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和5年4月1日現在※の生業扶助の措置状況がわかる書類で行います。
 - ※ 7月以降の申請は、令和5年7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認します。
 - ・ 住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、令和4年度※の課税証明書等で行います。
 - ※ 7月以降の申請は令和5年度の課税証明書等により確認します。
 - ※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
- (3) 令和5年4月1日現在、生徒が新入生として次の①～⑥のいずれかの学校に在学していること
 - ① 私立高等学校（全日制、定時制、通信制、専攻科（中等教育学校（後期課程）を含む）のうち大学への編入学基準を満たす課程または国家資格者養成課程を有するもの）
 - ② 私立中等教育学校後期課程
 - ③ 私立高等専門学校（第1～3学年）
 - ④ 私立専修学校高等課程
 - ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
 - ⑥ 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格者養成施設の指定を受けている学校）

【ご注意ください！】

- 生徒が次のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。
- ・ 就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金、学び直し支援金の受給資格がない場合、かつ専攻科支援金の受給資格がない場合
 - ・ 特別支援学校の高等部または専攻科に在学する場合
 - ・ 生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に療育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合

2 申請期限・提出先

提出期限 令和5年6月13日（火）までにご投函いただき、
提出先 高等学校事務室あてにご郵送ください。

・提出期限までに申請できない場合は、事務室 佐藤へご一報ください。

3 支給時期

令和5年8月中旬頃を予定しています。

- ・令和5年6月13日（火）までに申請された場合の支給予定です。
期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。また期限後に申請された場合は、前倒し給付を行うことができませんので、ご注意ください。
- ・奨学給付金は、申請時に指定された口座に神奈川県から直接振り込まれます。
- ・支給に先立ち、(不)支給決定通知書が神奈川県から送付されます。

4 支給額 世帯区分及び在学する学校の課程により支給額が異なります。「高校生等奨学給付金（一部前倒し給付）給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

- ・ 対象となる高校生等1人当たりの支給額（4月～6月分）

世帯区分			全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯			13,150 円		13,025 円
非課税世帯	15 歳以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	34,400 円	13,025 円	
		い る	38,000 円		

- ・授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てる旨について、学校長あてに委任状を提出することが必要です。

5 提出書類 提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください。

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式）
- ② 振込先登録用紙（第2号様式）
※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別（普通口座又は貯蓄口座）、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピー等を貼り付けてください（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。）。
- ③（該当者のみ）委任状（権限委譲用）※申請者、申請者以外の保護者または対象高校生等の口座以外を振込先口座として指定する場合
- ④（該当者のみ）委任状（未済用）※授業料以外の納付金に未済がある場合

(2) 生活保護世帯の方

- ※専攻科の高校生等を除く。（専攻科の高校生等は「(3) 非課税世帯の方」参照）
- (1)の書類に加えて、令和5年4月1日現在、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかを提出してください。
- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第3号様式）
※ 学校または県ホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。
 - ② 生活保護受給証明書の原本又はコピー
申請の対象となる高校生等について、令和5年4月1日現在、生業扶助が支給されていることが記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手続が円滑に進みます。

(3) 非課税世帯の方

(1)の書類に加えて、次の①～③の書類を提出してください。

- ① 令和4年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる次のア～ウのいずれか（保護者全員分の提出が必要）
 - ア 令和4年度市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー
 - イ 令和4年度市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー
 - ウ 令和4年度市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー
- 就学支援金申請時に個人番号（マイナンバー）をご登録（入力）していただいている場合は、上記書類の提出を省略し、個人番号を利用して所得割額の確認を行うことが可能です。
- 詳しくは「非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ」をご覧ください。
- ② 対象となる高校生等の健康保険証のコピー※
- ③ 兄弟姉妹の健康保険証のコピー※（次の条件に該当する場合のみ）
 - 申請者が、令和5年4月1日現在、対象となる高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹（平成12年（2000年）4月3日～平成20年（2008年）4月2日生まれ）を扶養している場合
- ※ 健康保険証のコピーは、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りし、読み取れない状態にして提出してください

非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ

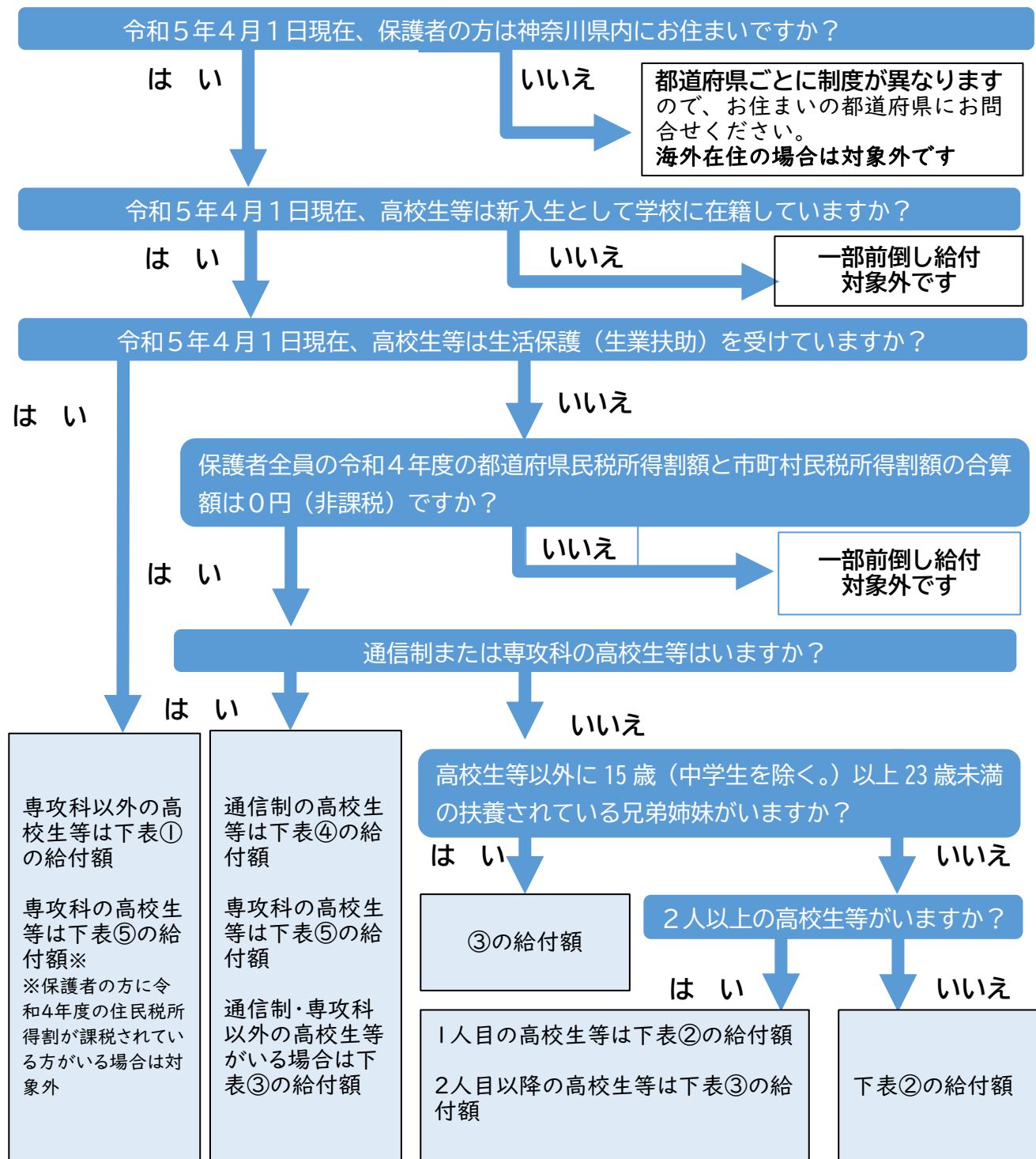
- 非課税世帯の方は、個人番号（マイナンバー）を利用することで、5(3)に記載の「① 令和4年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる書類」の提出を省略することができます。
 - 個人番号（マイナンバー）を利用するためには、就学支援金の申請時に、保護者全員の個人番号（マイナンバー）を登録（入力）している必要があります。
 - 個人番号（マイナンバー）をご利用いただいても税情報が取得できない場合があります。（税の申告を行っていない方など）
- その場合は、あらためて非課税証明書等をご提出いただきますのでご了承ください。

6 問合せ先

藤嶺学園藤沢高等学校 事務室 佐藤

電話番号 0466-23-3150 Eメール jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp

高校生等奨学給付金（一部前倒し給付）給付対象者及び給付額確認シート



※兄弟姉妹が在籍する高校の区分により異なる給付になる場合があります。

給付額 4月1日と7月1日の世帯状況に基づき下記の額を給付します。

世帯状況	4月～ 6月分	7月～ 翌年3月分	(参考)年額
① 生活保護世帯（全日制・定時制・通信制）	13,150 円	39,450 円	52,600 円
② 非課税世帯 第1子（全日制・定時制）	34,400 円	103,200 円	137,600 円
③ 非課税世帯 第2子（全日制・定時制）	38,000 円	114,000 円	152,000 円
④ 非課税世帯（通信制）	13,025 円	39,075 円	52,100 円
⑤ 非課税世帯（専攻科）	13,025 円	39,075 円	52,100 円

※世帯の収入状況の変化等により上記の合計と異なる給付になる場合があります。

記入例

※県使用欄

この申請書を書いた日を記入

保護者(親権者等)の住所・氏名・電話番号(日中連絡がとれるもの)を記入し、高校生等との関係の該当箇所をチェック
申請者以外の保護者等(配偶者等)の氏名、高校生との該当箇所をチェック

いずれか該当する方にチェック

生徒の氏名と生年月日を記入

今年の7月1日(4月1日)に在学している(いた)学校について記入

在学中であれば、在学期間の末尾は記入不要です。

今年の7月1日(4月1日)以前に在学していた学校について記入

<非課税世帯の場合>
扶養している高校生等及び15歳以上23歳未満(平成12年7月3日生～平成20年7月2日生)の兄弟姉妹について記入してください。(新入生対象一部早期(前倒し)給付の場合は、平成12年4月3日～平成20年4月2日生まれ)
<生活保護(生業扶助)受給世帯の場合>
記入不要です

振込先口座を記入
※ 申請者、申請者以外の保護者等、対象となる高校生等以外の口座名義の場合は委任状(権限委譲用)が必要です。

第1号様式

神奈川県知事 殿

年 月 日

高校生等奨学給付金受給申請書

高校生等奨学給付金の受給を申請します。 ※神奈川県は省略可

申請者 (保護者等)	住所	〒221-0057 横浜市神奈川区青木町〇〇-〇〇			日中連絡が取れる電話番号			
	ふりがな	かながわ いくお			高校生等との関係	☒ 親権者(父) ☐ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他()		
	氏名	神奈川 育夫						
申請者 以外の 保護者等	ふりがな	かながわ いくこ			高校生等との関係	☐ 親権者(父) ☒ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ その他()		
	氏名	神奈川 育子						

☐生活保護受給世帯 (【1】、【3】～【5】を記入してください。(【2】は記入不要))

☐非課税世帯 (【1】～【5】を記入してください。)

☐家計急変世帯 (【1】～【5】を記入してください。)

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	かながわ まなぶ	生年月日	昭和		
氏名	神奈川 学		平成 18 年 5 月 1 8 日		
在学する学校	学校の名称	私立	学校コード※学校使用欄	〇×学校	1 年
		課程	☒ 全日制 ☐ 通信制 ☐ 定時制 ☐ 専攻科		
	在学期間	年 月 日～ 年 月 日			
過去の 高等学校等における 在学期間	学校名	年 月 日	課程	在学中に給付金を受給した回数	
	立	～ 年 月 日		なし	1 回 2 回 3 回 4 回 不明

【2】扶養親族の状況について

※生活保護受給世帯は記入不要

※15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。
(年(年)4月2日以降生まれの方は記入不要)

扶養親族の状況	【1】との続柄	氏名	生年月日	備考	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無
	☒ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹	神奈川 英子	H〇年〇月〇日	☒ 高校生等	国公立 私立 高校 年	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科	☒ 有 ☐ 無
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹			☐ 高校生等	国公立 私立 高校 年	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科	☐ 有 ☐ 無
	☒ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹	神奈川 進	H〇年〇月〇日	☐ その他	無職		
	☒ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹	神奈川 教夫	H〇年〇月〇日	☒ その他	□□□大学		

【3】振込先口座

金融機関名	〇〇	銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード				× ×	本店・支店 本所・支所 出張所	支店コード		
			5	6	7	8			0	1	4
預金 種目	普通・当座 貯蓄	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	口座名義人 (申請者)	
										カナガワ イクオ	

月 日消印有効

【裏面に続きます⇒】

<県使用欄>

支給額(年額)	早期	未済額	個人口座振込額
☐ 生業扶助 52,600円	☐ 生業扶助 13,150円		☐ 生業扶助 52,600円(13,150円)(39,450円)
☐ 第一子 137,600円	☐ 第一子 34,400円		☐ 第一子 137,600円(34,400円)(103,200円)
☐ 第二子 152,000円	☐ 第二子 38,000円		☐ 第二子 152,000円(38,000円)(114,000円)
☐ 通信・専攻科 52,100円	☐ 通信・専攻科 13,025円		☐ 通信・専攻科 52,100円(13,025円)(39,075円)
☐ 不支給 0円			☐ その他(円)
			学校振込額
			円

振込先登録用紙

申請者名 (保護者等)		高校生等名	
----------------	--	-------	--

※ 通帳を発行していない場合は、キャッシュカードの写し、又はネットバンキングの画面コピーを貼り付けてください。

※ 指定口座について…申請後、解約・名義変更の必要が生じた場合は、速やかに神奈川県私学振興課までご連絡ください。

□口座名義人（フリガナ）： _____

※ 申請者、申請者以外の保護者等、対象となる高校生等以外の口座名義の場合は委任状(権限委譲用)が必要です。

第1号様式

神奈川県知事 殿

令和5年 6月13日

高校生等奨学給付金受給申請書

高校生等奨学給付金の受給を申請します。 ※神奈川県は省略可

申請者 (保護者等)	住所	〒			日中連絡が取れる電話番号	
	ふりがな				高校生等との関係	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
	氏名					
申請者 以外の 保護者等	ふりがな				高校生等との関係	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ その他（ ）
	氏名					

- ☐生活保護受給世帯（【1】、【3】～【5】を記入してください。（【2】は記入不要）
- ☒非課税世帯（【1】～【5】を記入してください。）
- ☐家計急変世帯（【1】～【5】を記入してください。）

【1】対象となる高校生等について

ふりがな						生年月日	昭和 年 月 日					
氏名							平成					
在学する学校	学校の名称	私立	学校コード※学校使用欄				藤嶺学園藤沢高等学校				1年	
			1	0	5	9						
	課程	☒ 全日制 ☐ 通信制 ☐ 定時制 ☐ 専攻科										
在学期間	令和5年 4月 1日 ～ 令和5年 6月13日											
過去の 高等学校等における 在学期間	学校名		年 月 日		課程		在学中に給付金を受給した回数					
	立		年 月 日				なし	1回	2回	3回	4回	不明
								☐	☐	☐	☐	☐

【2】扶養親族の状況について

※生活保護受給世帯は記入不要

※15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。
(年(年)4月2日以降生まれの方は記入不要)

扶養親族の状況	【1】との続柄	氏名	生年月日	備考	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹			☐ 高校生等	国公立 私立 高校 年	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科	☐ 有 ☐ 無
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹			☐ 高校生等	国公立 私立 高校 年	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科	☐ 有 ☐ 無
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹			☐ その他			
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹			☐ その他			

【3】振込先口座

金融機関名			銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード			本店・支店 本所・支所 ・出張所	支店コード
預金 種目	普通・当座 貯蓄	口座番号				口座名義人 (申請者)	※カタカナで記入してください	

6月14日消印有効

【裏面に続きます⇒】

＜県使用欄＞

支給額（年額）	早期	未済額	個人口座振込額	
☐ 生業扶助 52,600円	☐ 生業扶助 13,150円		☐ 生業扶助 52,600円(13,150円) (39,450円)	
☐ 第一子 137,600円	☐ 第一子 34,400円		☐ 第一子 137,600円(34,400円) (103,200円)	
☐ 第二子 152,000円	☐ 第二子 38,000円		☐ 第二子 152,000円(38,000円) (114,000円)	
☐ 通信・専攻科 52,100円	☐ 通信・専攻科 13,025円		☐ 通信・専攻科 52,100円(13,025円) (39,075円)	
☐ 不支給 0円			☐ その他(円)	
			学校振込額 円	受付日時

【4】保護者等の収入の状況について

(1)生活保護受給世帯

①	☐	生活保護受給証明書（生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書）を提出します。
②	☐	対象となる高校生等の個人番号カード等の写しを提出します。

(2)非課税世帯(又は家計急変世帯)

次の者の

☐ 課税証明書等を提出します。

☒ 高等学校等就学支援金申請のために登録(提出)した個人番号(個人番号カード等の写し)を用いることに同意します。(個人番号カード等を提出する必要はありません。)

☐ 家計急変の状況の確認書類を提出します。

①	☐	親権者（両親）2名分	（ 単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。 ）
生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合			
②	☐	親権者1名分（親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。）	
・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など			
③	☐	未成年後見人（ ）名分	（ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（複数選任されている場合は全員分） ）
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）(両親等) 2名	
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合			
⑤	☐	主たる生計維持者 1 名分	
・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など			
⑥	☐	生徒本人	
・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など			

(3) 次の理由により、個人番号カード及び課税証明書等を提出しません。

①	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため
---	--------------------------	--

【5】誓約・委任欄 ※申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。	申請者氏名
(非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)	
・この申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。	
・私は神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。	
・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。	
・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。	
(非課税世帯の方のみ)	
・私の世帯は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)	
※ 新入生対象一部早期(前倒し)給付は4月1日現在	
・【扶養親族等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。	

【学校使用欄】

<学校受付印>

年 月 日

次のことについて確認しました。

☒ 令和5年4月1日現在、

☐ 年7月1日現在、

本校の

☒ 全日制

☐ 定時制

☐ 通信制

☐ 専攻科

課程に在学します。

☒ 就学支援金

☐ 学び直し支援金

の受給権（補助要件を満たす）あり

☐ 専攻科支援金

・授業料以外の納付金等について

☒ 未済なし

☐ 未済あり（ 円）

学校の名称

学校長の氏名

藤嶺学園藤沢高等学校

林 学

職印

学校の所在地

〒251-0001
神奈川県藤沢市西富1-7-1

電話番号 0466-23-3150

※県外私立学校の場合、当欄に代えて在学証明書(第1号様式別添)の添付も可とする。

第2号様式

振込先登録用紙

申請者 (保護者等)名		高校生等名	
----------------	--	-------	--

振込先口座の通帳(金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人(フリガナ))が記載されているページのコピーを貼り付けてください

※ 通帳を発行していない場合は、キャッシュカードの写し、又はネットバンキングの画面コピーを貼り付けてください。

必要事項(金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人(フリガナ))が記載されているページを貼り付けてください。

ご指定いただいた口座に神奈川県私学振興課から振り込みます。

ただし、授業料以外の納付金(PTA会費、生徒会費など)に未済額がある場合は、奨学給付金を当該未済額に充てるため、在籍している学校に未済額分を神奈川県私学振興課から振り込みます。(未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨の委任状(未済用)を学校長あてに提出してください。)

※ 指定口座について…申請後、解約・名義変更の必要が生じたある場合は、速やかに神奈川県私学振興課までご連絡ください。

※未済額について…支給が決定した奨学給付金を上限とします。

<県使用欄>

□金融機関名：

□金融機関コード：

□支店名：

□支店コード：

□預金種別：

□口座番号：

□口座名義人(フリガナ)：

健康保険証等の写し貼付台紙

学校名 藤嶺学園藤沢高等学校

1 対象となる高校生等の健康保険証等の写し

下記確認欄①、②に該当する方はチェックしてください

確認欄	① 被保険者又は世帯主が申請書の申請者又は申請者以外の保護者等と異なる場合、対象となる高校生等との関係及び親権の有無	
	☐ 祖父母	☐ 現配偶者（親権あり）
	☐ 実父母（親権なし）	☐ 現配偶者（親権なし）
	☐ その他（ ）	
	②【国民健康保険の場合のみ確認】	
	☐ 申請書記載の保護者等が保険証記載の被保険者を扶養しています	

対象となる高校生等の健康保険証等の写しを貼付してください。

記号（枝番）、番号、保険者番号を黒く塗り潰して提出。

2 申請書の【2 扶養親族の状況について】で記載した兄弟姉妹の健康保険証等の写し

申請書の【2 扶養親族の状況について】に記載した15歳以上※23歳未満（平成12年（2000年）7月3日～平成20年（2008年）7月2日生れ）の兄弟姉妹の健康保険証等の写しををこちらに添付してください。

※中学生は除く。前倒し給付申請の場合は15歳以上23歳未満（平成12年（2000年）4月3日～平成20年（2008年）4月2日生れ）。
記号（枝番）、番号、保険者番号を黒く塗り潰して提出。

- 記入もれや提出書類もれがないか、ご確認ください。
 - ☐ 対象となる高校生等の保険証の写しを貼付した
 - ☐ 申請書の【2 扶養親族の状況について】で記載した兄弟姉妹の健康保険証等の写しを貼付した
 - ☐ （上記「確認欄」に該当する方のみ）確認ボックスへチェックした

委 任 状

(代理人)

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、令和5年度神奈川県高校生等奨学給付金の受領に関する権限を委任します。

令和5年 6月13日

(委任者)

住 所

氏 名

振込先口座は、**原則として、申請者（保護者等）本人の口座**としますが、対象となる高校生等の口座でも構いません。それ以外（申請者の配偶者等）の口座の場合は、振込先口座を変更するか、**この委任状を添付**してください。